

平成25年第2回紀の川市議会定例会 第3日

平成25年 6月13日（木曜日） 開 議 午前 9時29分
散 会 午前11時55分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第 60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定について
議案第 61号 紀の川市ふるさと商品展示場条例の全部改正について
議案第 62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
議案第 63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第 64号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第 65号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
議案第 66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
議案第 67号 指定管理者の指定について
議案第 68号 紀の川市道路線の認定について
議案第 69号 紀の川市道路線の廃止について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信良	企画部長	橋口 順
総務部長	竹中 俊和	市民部長	北林 佳高
地域振興部長	吉田 靖	保健福祉部長	服部 恒幸
農林商工部長	歌 英樹	建設部長	尾崎 好民
国体対策局長	畑野 孝典	会計管理者	武田 雅明
水道部長	上 始	農業委員会事務局長	立具 秀敏
教育長	松下 裕	教育部長	西田 好宏
総務部財政課長	森本 浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田 博敏	次長兼議事調査課長	藤井 節子
議事調査課課長補佐	岩本 充晃	議事調査課係長	田中 啓吾

（開議 午前 9時29分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、19番 岡田 勉君の一般質問を許可します。

坂本君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） おはようございます。

議長から、発言の許可が出ましたので、通告に基づいて一般質問を行いたいというふうに思います。

最初は、食育の推進にということで、二つの点でお聞きをします。

一つは、「食育のまちづくり」宣言後の取り組みについてということであります。

本市は、基幹産業は農業であるということから、農産物が豊富で、めっけもん広場や青洲の里、学校給食などで農産物の地産地消に取り組み、豊かな食文化をこの間育んできました。そういう中で、平成20年9月には、市民運動として食育を計画的に推進していくための食育推進計画が策定され、食育のまちづくりに取り組む中で、市民一人ひとりが心身の健康を確保し、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要であり、食育は全世代にわたって市民運動として取り組むべきものであること。そして、今後食育を通じた体験交流事業や加工品開発など、食育を観光や産業振興に結びつけていくことが大切であるという趣旨のもと、平成22年第4回定例議会で「食育のまち 紀の川市」宣言が議決をされました。それから2年半がたつわけではありますが、宣言に基づいたこの間の取り組みはどうであったのか、お聞きをいたします。

この問題で、二つ目のことは、食育のまちづくり推進の柱として五つありますが、これを市民運動としてどのように進めていくのか。また、宣言文の中にある観光や産業振興も含めたまちづくり、人づくりに結びつけていくことについての進め方について、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） おはようございます。

それでは、ただいまの食育の推進についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

食育基本法が、平成17年6月に制定をされております。この法律において、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画に推進するための市町村計画、この作成については努力規定となっておりますが、先ほど委員からもお話があったように、20年9月に第1次計画を私のほうでも策定しております。

また、同じく、お話がありましたように、「食育のまち 紀の川市」宣言も議会の御可決を賜り、22年12月に宣言を行ってきたところであります。この間の取り組みにつきましては、食育基本法に規定されております家庭、保育所、幼稚園、それから学校、地域、また本市の特性でもある最も重要な基幹産業の農業に根差した4目の基本的な施策の方向性に沿って、食育推進会議に所属する団体、あるいはまた市民ということで、20団体ございます。その団体と私どもの庁内の関係部局、8課があるんですが、それが一体となって、この間それぞれの分野で取り組んできております。

その中で、一つは、重点目標として、食育はおいしくという、楽しみながらとりましようということ、それから生活リズムを整え、バランスのとれた食生活に心がけましよう。また、食の安全に対する知識を身につけていきましょう。それと、紀の川市でとれた食材を活用ましよう。それと、食育への関心を深めましようという五つの柱をもって、第1次計画を進めてきました。24年から24年まで。25年から30年度までということで、6年の計画を今現在作成をいたしまして、2次計画も同様、1に引き続いて進めていきたいなというふうに考えております。

その計画は、今までのその5項目をしっかりと地域で知っていただくということで、この間、産業まつり、あるいは食育フェア、食育フェアにつきましては、19年当時、この食育基本計画を進める上での第1回から食育フェアを行っております。この間、毎年度毎回やってきました。ただ、鳥インフルの関係で1回だけ中止になった時期があったかと思いますが、この間の今取り組みを、報告を、この機に全部させていただいたかなと、そんなふうに思っております。そうしたことで、引き続いて後期の部分でもしっかりと地域の皆さん、市民の方に食育の大切さを訴えていきたいと、このように考えてございます。

2点目でございます。

人づくり、まちづくりにどうつなげていくんだということなんですけども、基幹産業、農業ということで、私は食育のときから安全・安心、それと生産者という形の顔を見せていく、いわゆる地産地消を含めて自然の恵みで農産物がとれる。また、その食物を育てる上で、生産者の顔も見えるということの中で、食の農家の苦勞をしっかりと食育を通じて伝えていきたいと思ひますし、また農業衰退している中で、6次化産業を打ち立てていく、農業の加工品をしっかりと地域の皆さんに知っていただくために、一人ひとりのこの食育を通じて6次化の取り組みもやっております。そういう形で、しっかりまちづくりにつなげていきたい。最終的には、食のまちづくりという、そういう構想もありますから、近づけていきたいなと、そのように考えてます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありますか。

岡田君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 今、答弁をしていただいたんですけども、私は何よりもこの二つ目のところでお聞きした問題ですね。要するに、五つの項目というように今答弁されておりましたが、これを地域でしっかり知っていただく取り組みをしていくんやということも言われてましたし、また観光や産業振興も含めたまちづくりや人づくりに結びつけていくこと、これなれば何ととってもそのあかしとしての予算をつけていくことが大変重要だと思うんですよ。

この間、合併直後の議会でしたか、三つの宣言をしております。一つは、暴力追放のまちづくり宣言、それから平和・核兵器廃絶のまちづくりですか、それから生涯学習のまち宣言、この三つの宣言をしてるんですけども、どれも予算をつけて宣言に基づいていろいろ推進していくということがされてないわけなんですけれども、食育の問題については、特にそういうまちづくりの問題にもかかわってきますから、ぜひ予算をつけていって進めていくということが必要ではないかなと思うんですけども、その辺の答弁をお願いします。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） ただいまの財政的な問題も含めてでありますけれども、私どもは先ほども言いましたように、食育フェア、あるいは産業まつ等々の中で、この間、食育の必要性、大切さ、また食べることで命につながるということを訴えてきております。ですから、これをしっかりと市民の方に伝えていきたいというふうに考えてます。やはり、生涯にわたって健康で生き生きと生活できる、これが食育の最終目標ではないかなというふうに思います。ですから、長期的な展望で地道な取り組みであると思っておりますけれども、この啓発をしっかりと伝えていくということが大事だと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございますか。ありません。

じゃ、次の質問、お願いします。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 次は、学校給食についてということであります。

今の食育の推進についてということと、大変この問題は関係があります。今、農林商工部長のほうから、いろいろとこの間の取り組みとかをいろいろ話をしてくれましたけれども、それに基づいて、この学校給食についても質問したいと思います。

近畿で初めて食育のまち宣言をした本市が、学校給食を実施していく中で、その宣言にふさわしい取り組みをしていくべきであるという、こういう視点から、三つの点にわたってお聞きをします。

ここに、この間取り組んできた、食育推進事業の中で取り組んできた地方の元気再生事業というの、国の100%補助を受けて取り組んできた、21年度に取り組んできた事業

があります。その事業の一環として、「つくり手の思いをつなぐ学校給食」というDVDをつくっています。私も、このDVD見たんですけれども、中身ちょっと簡単に紹介をしたいと思うんです。25分のDVDであります。

このDVDでは、各小学校の食育活動の紹介をはじめとして、特に田中小学校の紀ノ川市産野菜たっぷりバイキング給食は、まずは子どもたちが生産者から野菜を育てる苦労やどのようにしてつくっているのかという話を聞く様子や、それからバイキング給食に使われている20種類の農作物のうち、18種類までが紀の川市産のものであるとこなどが紹介をされて、その後では、5人の青年農業者の方からは、自信を持って安全なものを子どもたちに届けていくといったインタビューもこのDVDの中で紹介をされております。

私は、このDVDを見ての私の感想です。本市の学校給食は、食育基本法に示されていることそのものだということを再認識をしたわけではありますが、今後も食育ということをどのように受けとめ、食育または食育基本法ということをどのように受けとめて推進していこうというふうに考えておられるのか、まず、これは教育長のほうからお答えをいただきたいと思います。

二つ目は、地方自治体である本市が、学校給食を実施することによって、地域に一定の経済波及効果をもたらしているという問題であります。この間、食育という面から、地場産の農作物を学校給食に積極的に活用していくこと。また、他の食材についても、地元業者の方から購入するという事で、この間取り組まれてきました。

ちょっと調べてみたんですが、この河北の那賀、粉河、打田のそれぞれの学校給食施設の状況を調べてみました。どういう経済的な効果が出るかという問題です。地元からの購入実績を出してもらったわけなんですけど、燃料費も含めて、食材も皆含めてですね8,525万円、那賀、粉河、打田でね、約8,525万円で、河南のそれぞれの学校給食施設をも含めれば、地域に一定の経済効果をもたらしているというふうに私は考えますが、このことについてどのように認識をされているのか、お答えをいただきたいと思います。

3点目は、学校給食の適切な衛生管理を図る上で、必要な事項について維持されることが望ましい基準として、学校給食衛生管理基準が定められております。最近では、平成20年7月10日に一部改定されものになります。その基準の8のところには、調理過程というところがあります。ここでは、「学校給食調理場においては、栄養教諭等と学校給食調理員が相互に役割分担と連携協力のもと、以下の5点に留意し、給食過程における衛生管理の充実を図ること」と書かれており、学校給食調理員としての公務労働の専門性が求められているというふうに思います。これを読めばね。

まず、調理分野が民間に委ねられるということになれば、ここで規定をされている調理過程における衛生管理の充実を図ることが規定どおりやっていけるのかということについて、どのように考えられているのかお答えいただきたいと思います。

以上、3点です。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） ただいま御質問のありました食育基本法をどのように受けとめ、学校で推進していくかということについてお答えいたしたいと思います。

平成17年に食育基本法が、さらに平成18年には食育推進基本計画が制定されました。子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要であると考えております。

食育基本法の前文にありますように、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要であり、今改めて生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと私は位置づけられていると思っております。同法第5条の子どもの食育における教育関係者の役割として、子ども一人ひとりが偏った栄養摂取や朝食欠食などをしない正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるよう現在取り組んでおります。同法第11条の教育関係者の責務として、教育委員会といたしましてもこの精神にのっとり、地産地消をはじめとして安全で安心な食材の調達を行っているところでもあります。また、同法第20条の学校における食育の推進につきましても、各給食センター及び学校に配置されております栄養士や栄養教諭が、食育の推進において果たすべき役割を認識し、地域の特色を生かしたメニューづくりにいそしんでおるところでもあります。

各学校においては、食に関する指導計画を立て、低・中・高学年別に指導の目標を掲げ、教職員や栄養士が中心になり食育指導に取り組んでいるところでもあります。例えば、食べ物に関心を持つ、栄養素の働きを知る、食物の大切さを知る、農業体験や「いただきますの日」の親子での弁当づくりの実施など、給食の時間をはじめ、学級活動、児童会活動、生徒会活動や総合的な学習の時間を利用して、食育に取り組んでおります。

議員紹介していただきましたDVD、田中小学校の実践が載っておりますが、私どもは地域の生産者の苦労や産物に関する情報を子どもに伝達し、感謝の心を育むなど教育に生かす取り組みも進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。

私のほうから、2点目の自治体サービスの公共性、それから3点目の公務労働の専門性について答弁させていただきます。

自治体サービスの公共性ということですが、現在行財政改革が進む中、紀の川市といたしましても事務事業の効率化と経費の削減を図るため、第2次行財政改革集中改革プランによりまして、各部署において検討・実施しているところでございます。教育部としましても、センター方式で運営しております粉河と那賀の学校給食センターでの配送業務を既に平成19年度より、両センターとも民間に委託しているところでございます。

また、議員御指摘の食材の調達につきましては、現在JA紀の里や地元の生産者グループが中心になり、予約等による野菜の安定供給に努力いただいているところであり、また

地元商工会の協力をいただきながら安全で安心な食材の確保に努めるとともに、地産地消の推進を図っているところでございます。

次に、公務労働の専門性ですが、昨今、国や地方公共団体においても民間にできることは民間にということで、民間仕分けが全国的な流れになっておりますし、本市においても第2次紀の川市行財政改革大綱にも民間委託等の推進として重点項目の一つに上げられ、民間活力の積極的な導入を進めているところでございます。

教育部としましても、調理のプロである民間業者のノウハウや柔軟性を取り入れることも考慮に入れ、学校給食センターが安全で質の高い給食を提供するため、今後の運営方針を見出していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、これまで提供してきた給食内容や質の低下を招かないことに十分配慮するとともに、衛生管理の徹底や安全性の確保を最優先に実施に向け、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 教育長の答弁は、食育基本法にのっとり、本当にDVDの中でも紹介されてるように、紀の川市はすばらしい学校給食だと、そういう趣旨からの答弁であったというふうに私思うんです。そういう学校給食を今後いかに発展させていくのかということが大変重要だというように思います。ここに、この4年間本市で仕事をされた田中卓二さんが、ここを離れるときに書かれた本があるんです。「食育のまち紀の川市」という本があるんです。ここで田中さんは、先ほど紹介したDVDをつくるきっかけは何だったのかということをおこの本の中で書かれてるんですよ。ページ数では、114ページです。そこで、この元理事の田中卓二さんは、我が紀の川市の学校給食について、2点の面で評価されております。一つは、「紀の川市の学校給食は、JA紀の里や紀の川市環境保全型農業グループと連携し、地場農産物を積極的に活用するなど食育の面で先進的な取り組みが行われています」ということです。先進的な取り組みです。それから、ずっとこの文面きまして、次は、このように書かれています。「この紀の川市の学校給食の取り組みをPTAの方々はじめ市民の皆様に見ていただくのは、調理室の衛生管理上難しい面があり、DVDがあれば市民の皆さんに衛生面を気にせずに学校給食の調理風景を見ていただくことができます。また、小・中学校の農業体験活動や若手農家の声などもDVDに盛り込めば、市外の方に対しても紀の川市の食育の基礎である学校給食の取り組みを紹介することができます」と、この紀の川市の学校給食は、先進的な取り組みであると、全国から見てもね。そして、田中さんは、紀の川市の食育の基礎だというように、我が紀の川市の学校給食をこのように2点からいろいろと評価をされてるんです。

そこでお聞きをしたいんですが、今部長もお答えになったんですが、ほとんど答弁をされてるんですけども、地元の農産物はじめ食材を利用していくことについて、このような那

賀、粉河、打田だけ見ても8,525万円の経済波及効果があると、このことをどのように認識されているのかということについてもほとんど答えられてなかったんですけども、もう一度、食育を取り組むに当たって地元の農産物を利用し、そして地元の業者さんからできるだけ食材を購入しようという、こういう取り組みについてどのように認識をされているのかということを再度お答えいただきたい。

それから、学校給食衛生管理基準、紹介をしました。もし、今部長が答弁をされるようなことになれば、私は法に抵触してくるのではないかなというふうに思うんですよ。この管理基準の中に、先ほども紹介したように、調理過程というところがあります。そして、ずっとページきますと、12ページですね、この管理基準の。二次汚染の防止という項目があるんです。ここでは、「栄養教諭等は、献立ごとに調理作業の手順、時間、担当者を示した調理作業工程表や各調理担当者の調理室内の作業動線を示した作業動線図を作成するなどして、学校給食調理員に対してそれらを示し、確認すること」ということがあるんです。

もし、仮に調理部門を民間に委ねるというふうになれば、発注者である紀の川市が直接こういうことをすれば、偽装請負になって法に抵触をしてくるのではないかなというふうに思うんですよ。この点、こういうふうに衛生管理基準からも、かなり民間委託をすることによって無理が生じてくるのが、調理過程の中をずっと見てみましても書かれているんですが、その辺をどのように考えられているのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） DVDでお褒めいただきました内容については、既に各学校でPTA活動の一環として視聴するなど、進めているところでありますが、さらにここから各学校で学ぶように教育委員会としては推進していきたいと思えます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 給食センターでの調理員の作業導線についての答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、偽装請負とのかかわりもあるんですが、多分労働者派遣法の第40条のことを言われてると思っておるんですけども、新しい給食センターにつきましても、この調理員の作業動線については重複しないような、また汚染地域と非汚染地域等々のゾーン分けも計画に組み入れて、近代的な導線を確保する計画にさせていただきます。

また、議員御指摘の農産物の確保につきましては、商工会を中心に今後新しい給食センターについては、協議しながら、また調整しながら、安定に供給していただくようなそういう窓口をつくっていききたいなど、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございますか。

岡田君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 今も答えて、私の思いに対して答えてくれてないと思うんですけども、教育長は言われてる、今取り組んでいることはいいことだというふうに言われてるんですけども、これは公設公営であるからこそそういうことができるというように私は思うんですよ。果たして調理部門が民間に委ねられていくというなれば、今言われてることが、同じようなことが、またそれ以上の食育のまちにふさわしい学校給食ができるのかという問題があると思うんですけども、その辺、どのように、もし民間にこの調理を委ねていくとなれば、どういうようになっていくのかということ。今からこういうこと、想像もできないことなんですけど、ちゃんとそれができるのかということ、これ確信持って言えるのかどうか、答えていただきたい。

それから、この問題で市長に最後にお聞きするんですけども、先ほども田中元理事の本の中の文言も紹介をしました。紀の川市の学校給食は、食育の面で先進的な取り組みであるということと、それから紀の川市の食育の基礎であると、紀の川市の学校給食はね、こういうように田中理事もこの本の中で書かれているんですが、市長に今後この次にお聞きするんですけど、このように近畿で初めて食育のまち宣言をしている本市が、学校給食の分野でもその宣言にふさわしい取り組みをしていくべきだというように私思うんですよ。そういう中で、食育のまちづくりで前進させていこうと、食育についてね、そういう中で学校給食の調理部門を民営化するということについて、どのようなメリットがありますか。この食育を進めていくことと、食育のまちづくりを進めていく中で、民間委託にすればどのようなメリットが出てきますか。その辺、はっきりとお答えいただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 民間委託にすればという御質問で、今の食育教育が後退するのではないかというような御指摘ではありますが、私どもは民間委託であっても食育教育については後退しないよう、市のチェックや監視を努めて重要であると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員の食育による学校給食、これについてのメリット・デメリット、民間委託のメリット・デメリット、その以前に、元田中理事が本までつくって、紀の川市は非常に農産物の恵まれた地域であると、自給率68%という、もちろん肉や魚やそんなものはございませんけれども、野菜・果物、たくさんできる地域であると。そんなことから、学校給食を地産地消、地元の食材でやっていこうというのがまず基本であります。

そんな中、今日まで自校・自園方式で給食を取り組んでまいりました。先駆けて、那賀、粉河地区においては、センター方式で取り組みをされてきたわけでありまして。合併後、市だけが独自で考えたということではなしに、委員会等々を開催をしていただいて、そのほ

かの貴志川、桃山、打田についてもセンター方式を取り入れていこうということでありませう。

そんな中、まだ民間に全部を委託してしまうとか、また民間のメリット・デメリット、いろいろもちろんあるかと思ひます。しかし、健康ですこやかに育っていける青少年のためになることであれば、私は進んで取り組んでいくべきではなからうかと思ひのが本意であつて、民間でなければあかんとか、公営でやらなければいかんとかということについては、これからの年末にかけての委員会等々を開いていただひての結論になつていくんではないかなと、そう思つておりますし、私はどつちになつてもメリット・デメリットというものはあると思ひます。こちらが万全で、こちらがもう不完全だということにはならないと思ひますけれども、いい方向での結論を出していただひて、今後の子どもたちの給食を考へていけるこの機会にしていけたらいいなと、そう思つております。

○議長（西川泰弘君） 次の質問、お願ひします。

岡田君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 最後は、水道事業についてであります。

水は、生活をしていく上ではなくてはならないものであり、その水を供給する水道事業は極めて公共性の高い事業であるというふうに私は思ひます。このような点からも、その水道料金についてどのように抑制をしていくのかということが大変重要な課題だというふうに思ひます。今後、水道料金の改定については十分検討していくということ、3月議会でも言われておりました。審議会もつくとか言われておりましたが、住民負担の軽減ということについて、どのように公共性という面から考へられているのかということについてお答えをいただきたい。

それから、料金の問題とのかかわりで、今後行う工事の事業費が膨大なものになれば、それが料金にも、また維持管理の費用にもはね返つて住民負担になつてくるという問題からの質問であります。私は、水道を未普及地の解消は、住民からの要望があれば必要な事業であるというふうに思ひます。しかし、その事業費については、可能な限り抑制していくことが今、先ほど述べたような理由からも抑制していくことが必要だというふうに思ひます。今後、この山の向こうの鞆淵とか細野地域で実施される事業についても、事業の見直しをして事業費を抑えていくことが必要ではないかというふうに思ひますが、この点、どのように考へられているのか。将来の負担にかかわってくるという問題からして、どのように考へられているのかお答えをいただきたい。

この2点について、答えてください。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 上 始君。

○水道部長（上 始君）（登壇） おはようございます。

岡田議員の水道事業についての御質問にお答えさせていただきます。

水道料金の抑制については、常に収入の増加と支出の削減を図るよう努めてまいります。収入の増加対策として、年々増加しています水道料金の滞納額をより多く回収できる

よう体制の強化を図ってまいります。また、支出の削減として、有収率の向上に努めてまいります。漏水を少なくするため、石綿セメント管の更新を計画的に実施していますが、引き続き漏水対策に取り組み、動力費・薬品費の削減に努めてまいります。

次に、現在、山から取り水や井戸水を生活用水としています水道未普及地域の解消事業として、鞆淵・細野地区に平成28年度末に給水できる予定となっております。このような大型事業が経営の大きな負担とならないように、水道部局だけでなく、関係部局による事業もあわせて比較検討を行った結果、最も効率的で経済的であった麻生津簡易水道を区域拡張する事業に決定したところであります。

財源内容につきましては、総事業費の40%が国の補助金、残りは交付税措置のある辺地債、簡水道債の借り入れによって、負担が少なくなるように計画をしております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 2点目の問題です。要するに水道事業の中で、過大など言うたらちょっと語弊があるかわかりませんが、事業費をできるだけ安く、低く抑えていくということは、地方公営企業を行っていく上でも基本だというふうに思うんですよ。そういう中で、鞆淵・細野地域で今後行われる事業なんですけれども、麻生津簡易水道事業として行われるんですけれども、国は平成29年の3月末をめぐりして上水道と簡易水道、それから市が管理している飲料水供給施設の事業統合をしていきなさいということ言ってるんですね。要するに、会計の統合していったということなんですよ。

そうなれば、大変なこの事業である簡易水道とか飲料水供給施設の負の部分、皆上水道の会計を統合して、そこで料金を決めていけば、上水道の水道料金に皆上乘せということになってくるんです。そういう意味からしても、今進めているこの簡易水道事業、鞆淵・細野のね、できるだけこの事業費を安くして、低く抑えて、将来の維持管理も低く、規模を縮小していけば低く抑えていくこともできますから、そういう面でこの事業も進めていくべきだというふうに思うんですが、事業費がこの間説明されておるんですけど、15億円とか16億円というように言われてるんですけども、果たしてその事業費が、もう一度事業計画を見直すことによって、私は、例えば水源地を鞆淵の真国川の上流に求めるとかいうふうにしていけば、かなりの事業費が抑制されていくんじゃないか、事業費を抑えていくことができるん違うかなというふうに思うんですけれども、その辺、市長はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員の飲料水の問題、私は基本的には6万9,000町民が市民として、平たん地であっても山間地であっても、基本的には水が十分同じように利用できるということを基本と考えております。

そんな中で、合併直後、当面の間は旧町単位での水道料金で行きましょうということの

中で、3年余り各旧町の水道料金でやってまいりました。そんな中で、そのままずっとこのことを合併前と同様に、地域地域での負担金で行くのであれば、それはいまだ水道のひけてない鞆淵とか細野地区に、これだけかかりますよ、維持費もこれだけになりますよ、それでも水道ひきますかというふうなことでは、なかなかあの地域に水道をひくことは不可能だと、そう思います。そうであれば、やはり不便なことも便利なことも、同じ紀の川市民であるんですから、多少山間地については高くはつくかもわかりませんが、平坦地のところと同じ水道料金で同じ市民として生活できる、そういうことを基本に考えて、今進めをしております。

今、岡田議員がおっしゃったように、鞆淵上流に水源地を求めてとか、またできる節約はすることによって違ってくるのではないかと、これは当然のことです。何もお金がたくさんあるわけではないので。しかし、最低限、同じ基準の生活ができる山間地の皆さん方の生活に対しての水の供給を考える、これが基本であって、無駄な、過剰な投資をしてまで水道をひくつもりはございませんので、また議員各位とも相談をしながら、特に私はまず心配しておるのは、加入率の問題、これを心配しております。75%か80%加入してほしいなど。いやもう私ひとりで住んでるので、子ら帰ってくるつもりはないかわからんし、今の取り水でもうええんよというようなことがふえてきた場合にどうなるのかというようなことで、区長さんや役員さんとも十分相談をさせていただきながら、そんなに加入率が悪いんやったら初めからせなんだよかったのというようなことの結果にならないように、そして新しい水道がつき、道も改修し、できてきたときに、新しい住民も住みつきたくなるような地域にしていけたらという期待も持ちながら、この水道計画を立てておるということに御理解をいただきたいなど、そのように思います。

○議長（西川泰弘君） もう、ございませんか。

〔岡田議員「なし」という〕

○議長（西川泰弘君） 以上で、岡田 勉君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、1番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（質問席） おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目、河川改修計画についてであります。

紀の川市には、国管理河川の紀の川、貴志川をはじめたくさんの河川がありますが、今回は佐川について質問させていただきます。佐川は、和泉山脈、池田トンネルあたりから流れ、打田地区で烏子川と合流し、紀の川市へと流れてる河川でございます。佐川の下流付近の東側、左岸側には窪地区があります。窪地区は、南に紀の川、北には藤崎井用水があります。藤崎井用水は、地区より高いところを流れており、佐川の河床も比較的高くなっております。藤崎井用水は、雨のときに河川に放流をし、流量を調節しながら流れてい

きます。佐川にも窪地区の近くに放流箇所があります。近年の集中豪雨などのときには、この放流地点で水位が上昇し、堤防を超えるまであと少しというところまで来ることがたびたびあります。この場所で放流しなければ、今度は藤崎井用水の決壊、越流が心配されます。窪地区にとっては、二重のジレンマとなっております。

また、佐川の改修は、紀の川市がこれから整備していくであろうスポーツ公園などにも影響してくると思います。佐川に沿って走る市道は、佐川の最下流、西川樋門付近で大きくへこんでおります。これは、樋門が閉じられたとき、まためがね構造になっている樋門に障害物がひっかかったときに、西側スポーツ公園側にわざと越流させるためです。このことを解消するためにはも、佐川の河川改修を早期に実施すべきだと思います。

佐川は、県管理の河川であります。以前、河川改修計画について阪口前建設部長にお尋ねしたところ、計画はできているとお聞きしました。計画作成時にも、市として強く意見を述べてありますとのことでしたが、その後どうなっていますか。改修の実施時期はどうなっていますか。1回目とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） おはようございます。

議員御質問の県管理佐川改修時期及び完成予定について、現在和歌山県が作成中であり「紀の川水系紀泉圏域河川整備計画（案）」でございますが、佐川につきましては、計画的に河川工事を実施していく対象12河川のうち一つとして指定されてございます。計画的に河川工事を実施する区間とされているのは、紀の川合流地点の直轄区間から870メートル上流の烏子川合流地点まででございます。

整備内容としましては、流下能力不足箇所の断面を確保し、治水安全度向上を図る必要があるとされております。計画対象期間につきましては、概ね20年とされているというところでございます。整備状況につきましては、地元要望等により、平成24年度にもしゅんせつ工事は実施されておりますが、計画的に基づく改修実施の時期及び完成予定につきましては、定められてございません。

なお、佐川下流域に位置する窪地区から見れば、天井川の状態であり、豪雨時の藤崎井用水からの放流も相まって、増水・越流への危惧から、古くから西川樋門近くの右岸側天端を低くして、遊水池として現スポーツ公園地への流入を促す状況が続いているところでございます。今後は、樋門を管理する国と工事対象河川として計画する県に対しまして、双方が一体的に改修いただけるべく要望してまいりたいと存じますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

榎本議員。

○1番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

市長にお聞きをいたします。国は、県の計画、佐川の流量や断面が決まらなると樋門の

改修計画は立てられない。県は、国が計画し実施すると言ってくれないと下流からの改修ができないと言ってるようで、まるで卵が先か鶏が先かの論争のようであります。建設部長の答弁の中に、県は20年の計画とありましたが、その中でもできるだけ早い時期にこれらの改修が実施できよう、県・国に強く要望していただきたいと思います。

また、改修と同時に、現在の市道幅を拡幅することができれば、スポーツ公園、今後建設する体育館などへのアクセスもよくなると考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 榎本議員の佐川の樋門等については、岩出の頭首工から紀の川市管内、また貴志川を通ずる諸井橋周辺までのこの樋門、頭首工等については、基本的に私は岩出の頭首工を何とか改善、改造することが解決の早道であるということの中で、基本的にもう合併町以後から国交省にそのことを申し上げてまいりました。

今、御質問のあった榎本議員の佐川、また裾野春日川と旧打田町に有する県河川でありますけれども、これらについては紀の川の水が早く和歌山市のほうに流れることによって全てが解決すると、そう思っておりますし、そやからそれまで待ってくれというつもりで答弁してるのではなく、今後そこらの関連を持ちながら国交省との話を十分にしていけるようにしていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、はい。

それでは、次の質問をどうぞ。榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（質問席） それでは、2番目の防犯施策についての質問をさせていただきます。

近年、防犯カメラの映像により、早期に解決する事件も多数報道されております。しかしながら、きのうの同僚議員の質問に対する答弁でもありましたように、すぐに市内各所に防犯カメラを多数設置するというのは、費用面から見ても、また管理面から見ても非常に難しいのではと思います。

そこで、現在普及しつつあるドライブレコーダーを利用してはと考えます。数年前より、自動車事故時の記録として映像を保存できるドライブレコーダーが普及しつつあります。これは、事故後の紛争を防ぐためはもちろん、映像を用いての研修でより一層の安全運転を心がけることができるなど、非常に役立っていると思います。現在は、比較的安価な機種も出ておりますし、事故のときだけでなく、常時録画ができるものも出てきております。このドライブレコーダーを公用車に設置できないかということです。仕事で市内を走る公用車に取りつけることで、事故のときだけでなく、万が一のとき、役立つ情報が映像として記録できるし、ドライブレコーダーがついた車両が町じゅう走ることによって、犯罪の抑止力にも役立つのではと考えます。公用車といってもたくさんあり、全車に一斉にというわけにはいかないでしょうが、まずは市内を定期的に走る巡回バスなどから設置してはどうでしょうか。比較的、走行時間、場所がわかりやすいバスなら、情報の提供も簡単にできる

のではないのでしょうか。

今、ドライブレコーダーは、GPSと連動させ、災害時の道路パトロールに使い、災害場所をGPSで、状況を映像で記録するという取り組みも行われていたりもします。さまざまな可能性を持っているドライブレコーダーを導入することはできないのでしょうか。交通安全はもとより、走る防犯カメラとしてPRし、防犯にも役立つのではと思います。ただ、記録された映像の取り扱いには十分注意しなければなりません、導入に向け、調査研究、早期の実施を検討していただけないでしょうか。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 榎本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公用車にドライブレコーダーを設置して、その映像を記録することで防犯対策に生かさないかという御質問でございますが、昨日の亀岡議員の一般質問にもお答えしましたように、県内の犯罪件数が高水準で推移する中、本市の犯罪率も県内ワースト3位という状況でございます。公用車の走行中の映像を記録するドライブレコーダーが市内を走り回ること、犯罪を抑止するという考えは斬新だと感じます。従来のドライブレコーダーは、基本的に車両に大きな衝撃が加わった前後、十数秒の時刻・位置・前方映像・加速度・認可操作・ブレーキ操作等を記録する程度のものでありましたが、最近のドライブレコーダーは、議員おっしゃられるように、録画時間や映像の質が向上し、常時録画できる機種も発売されていると聞いております。現在、ドライブレコーダーの設置は、タクシーや営業バスなどの運輸業関係において、事故発生状況の把握と安全運行管理面からの導入が進んでおり、また市町村においても、職員の安全運転や運転マナーへの意識の啓発向上のため、公用車に設置している市町村もございます。

そこで、まず公用車に設置できないかという点でございますが、本市の場合、公用車の事故が非常に多い状況で、公有自動車損害共済事業の損害実績においても、他市町村に比較しまして請求、支払い件数が多く、また平成24年度の公用車事故件数も36件ということもあり、公用車へのドライブレコーダーの設置については、まず職員の安全運転に対する意識の向上を図るということと、事故発生時の状況確認ができるということで検討を進め、本年度中に管財課所管の一部リース車両から、できるところから進める予定でございます。

次に、議員御提案の市内を常時走る地域巡回バスやコミュニティバスなどにドライブレコーダーを装着してはどうかという御提案ですが、常時録画できる機種を装着すると、犯罪等に偶然遭遇した場合の証拠になることも想定でき、二次的とはいえ、防犯対策にも寄与できるものと考えます。もちろん、防犯カメラには不特定多数の市民が撮影されるため、個人のプライバシー保護に対して、市民の理解と厳密な画像の取り扱いも必要と考えてございます。

今後、公用車、地域巡回バス等へのドライブレコーダーの装着について、職員の安全運転、交通マナーの向上に加えまして、犯罪防止の観点からも、関係部課及び関係機関と協

議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

〔榎本議員「なし」という〕

○議長（西川泰弘君） なしですか、はい。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時50分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、14番 石井 仁君の一般質問を許可します。

石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

一つ目は、保育行政について質問をいたします。

保育行政については、公的保育に責任を持った紀の川市であってほしいという思いから、これまでも公立保育所の民営化を進めるのではなく、地域の子育て支援の中心的機関としての充実をとということや、保育士の正規職員の増員や臨時職員の待遇改善についてなど質問をしてきました。今回は、公立・民間保育所ともに、よりよい保育が提供されるための紀の川市の役割について、2点でお聞きをしたいと思います。

まず、一つ目は、公立保育所再編計画に基づく今後の取り組みについてです。

再編計画に基づいて、名手保育所の民間移管、調月保育所の統廃合と安楽川保育所の民間移管がされました。計画書によれば、ことし、平成25年度には、八王子保育所の統廃合、粉河地域も公立3保育所と民間で設置されている粉河保育園の施設建設を伴っての統廃合、民営化を周知するというスケジュールが記されています。

私は、公立保育所の民営化はすべきでないと考えますし、保育所の適正定員は90名程度だと言われてる中で、大規模化につながる統廃合もすべきでないと考えています。計画書どおりに進めるとするならば、旧粉河町でいえば4小学校区にまたがる統廃合となり、保護者にとって保育所選びの選択肢はなくなることで、また保育の質を担保するとされる競走原理の働かない環境での民間移管・民営化となることなど、問題は大きいと思っています。保育所の運営を今後どう進める考えなのか、お聞きをいたします。

二つ目は、子ども・子育て支援事業計画の中で、保育行政をどう計画化していくのかということですが、

平成27年4月施行予定の子ども・子育て新システムに基づいて、子ども・子育て支援事業計画の策定が市町村に義務づけられています。この計画は、子育て支援施策全般にか

かわる計画になりますが、公立・民間ともに保育施設についても市の取り組みが盛り込まれることとなっています。この中で、紀の川市の保育行政をどう計画化していくのか、お聞きいたします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） 石井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、保育行政についてということで、公立保育所再編計画に基づく今後の取り組みについて、御説明させていただきます。

平成22年8月に策定いたしました、紀の川市公立保育所再編計画に基づき、保護者や議員の皆様の御理解をいただきながら、昨年4月には調月保育所を安楽川保育所へ統合と、名手保育所の民間移管を、本年4月には、安楽川保所の民間移管を実施したところでございます。市といたしましては、保護者、受け入れ法人、市の三者協議を継続的に開催し、公立保育所同様に、保育内容の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

議員御質問の今後の取り組みについてでございますが、第1次再編計画の粉河地区では、川原、長田、竜門の三つの公立保育所を統合し、粉河保育園合わせ保育所再編をすることとなっております。ただ、この計画を進めるに当たっては、名手保育所、安楽川保育所のように、既存の施設で活用できる施設がございませんので、ゼロ歳児から2歳児の幼児を含めた入所児童の推移を十分検証した上で、新たな施設が必要となってまいります。

今後は、粉河保育園と十分協議をしながらであります。新たな施設の建設用地を選定した上で、保護者会等への説明責任を果たし、粉河地区の保育所再編を行っていく所存でございます。なお、再編時期につきましては、計画では平成27年度となっておりますが、用地の選定等により少しおくれる見込みであります。皆様の御協力をいただきながら、できるだけ早い時期に行えるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、八王子保育所につきましては、廃止し、近隣の打田地区の保育所に受け入れるとしておりましたが、以前にも議会でも報告もさせていただきました。計画を立てた平成22年4月の受け入れ児童数は463人でありましたが、本年4月は484人とやや増加している状況でございます。特に、こばと保育所及びれもん保育園につきましては、充足率がほぼ100%となっており、受け入れが困難な状況ですので、打田地区の受け入れ児童の状況を見ながら、統合は当分の間見合わせることとしております。

さらに、平成27年度以降の第2次再編計画であります。こばと保育所、なるき保育所、鞆淵保育所及び貴志川地区の4保育所につきましては、児童数の推移等を勘案しながら策定することといたしておりますので、その時点で再編検討委員会を立ち上げ、進めていく予定であります。現段階では明確なお答えをさせていただけませんので、御了解いただきたいと思います。

2点目の、子ども・子育て支援事業計画の中で、保育行政をどう計画していくかという御質問でございます。

平成21年度に策定いたしました次世代育成後期行動計画が26年度までとなっており、議員の御質問のとおり、国において、子ども・子育て支援法が成立したことにより、平成27年度以降の紀の川市における子ども・子育て支援に関する基本計画を策定するものでございます。

本事業計画を立てるに当たっては、保護者の子育てに関するニーズを把握するため、アンケート調査を実施するとともに、本議会に条例の制定を上程いたしております子ども・子育て会議を設置し、関係機関の意見を聞きながら、今後の保育行政のあり方の基本計画を立てていくことになると考えております。この計画の中で、保育行政をどう考えていくかということですが、現在紀の川市全体では、入所児童数が定員を下回っている状況ですので、市といたしましては、支援法の根拠を十分に精査し、紀の川市に沿った保育行政の計画といたしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上で、答弁いたします。

○議長（西川泰弘君） 再質問、石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきました。第1次再編計画については、少しおくれる部分もあるし、様子を見る部分もあるけれども進めると。第2次再編計画についても、計画していくという答弁でありました。私は、もう1次で終わってもええんじゃないかなというふうに思いながら、今もおるわけですけども。

お聞きをしたいのは、まずこの公立保育所の再編計画ですけども、どこまで民営化を進める考えなのかと、全部やってしまうのかどうか、この点、まずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、二つ目で先ほどお聞きしました、これから策定していく子ども・子育て支援事業計画の中でということで、公立・民間、今も各地で、市内で各事業所があるわけですけども、認可外の保育所についてどういう支援がされていくのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 石井議員の再質問にお答えしたいと思います。

民間移管をどこまでやるのかという御質問でございますが、紀の川市としましては、当初より市の公立保育所全てを民営化する方針ではなく、総合的な判断からその必要性に応じ行うことを基本とし、保育行政の改革を進めているところでございます。一番民営化・統合の紀の川市の背景として、22年度のあり方検討委員会時に検討した大きな問題が4点ばかりございます。

まず、核家族化、それから共働き等によりまして、子どもを取り巻く環境が変わってきたと、それによって保育に人手がかかる、いわゆる保育士の人数がかかるゼロ歳児から2歳児の急激な増加があったのが一つの要因でございます。二つ目として、市の合併に伴いまして、職員適正化計画、これによりまして職員の採用の抑制、これも一つの原因でございます。それと、施設の耐震の問題、それらを踏まえまして市の財政を考慮した上で、効

率的な、安定的な保育運営を行うための保育士の採用を進めてきた、その経緯がございません。

それで、質問であります、どこまでやるかといいますと、第1次再編計画におきましては、名手・安楽川・粉河地区におきましては、それらを勘案した中で民営化の必要性に基づき実施する方向であります、第2次再編計画を計画しております打田地区、貴志川地区におきましては、現在の児童の状況も増加の傾向も見えてますし、減少の傾向はございませんので、そこらを踏まえた中で再度検証する必要ある中で、全てを民営化するのではなくて、今後とも紀の川市として公立でも対応できるとなれば、継続的な今の体制でも、それは問題はないかと思いますが、それについても今後第2次編成計画におきまして再度その検討委員会を立ち上げ、検討していかなければならないかと、そのように考えているところでございます。

もう一点の子ども・子育て支援法の関係につきましては、保育運営におきましては、認定こども園、いわゆる官民一体化の認定こども園、それと保育所、それから幼稚園、それから先ほど議員がおっしゃってありました認可外保育、この四つの運営形態がでございます。今回、支援法に基づいて行われる四つの中で、まず大きな三つのポイントがでございます。

一つは、二重行政の改善、これは所官庁の改正なんですけれども、それは今進められている認定こども園を推奨する国の施策だと思えます。それについては、市に対しては影響ないんですが、今後認定外保育についての対応の中で国のほうで示されているのが、地域保育の充実というのが上げられております。そこで、今まで国の対応の中で、補助金をいただくこともなかったわけなんですけれども、今後支援法の中で、その施設型給付という形で補助制度が活用できることとなります。それに基づきまして、いわゆる施設運営が充実されると、そうなると受け入れ態勢が十分できてくると。そういう一つのメリッ的なことが実際ございますので、認定外保育については、この支援法に基づく対応は可能であるかと、そのように考えます。

待機児童につきましては、量的な緩和等については、今後紀の川市でも、先ほども説明させていただきましたように、紀の川市としては定員を下回ってございますので、それについては余り影響はないかと思いますが、ただゼロ歳児、2歳児についての施設の整備が今後一つの課題であるかと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 再々質問です。市長にお聞きをしたいと思うんですけども。今後新システムということで、大きく保育行政も変わってくる部分もある中でですけども、紀の川市も民間移管・民営化ということで進めてきているところもあります。そうすると、公立であろうと民間であろうと、紀の川市の子どもをきちんと発達、育

てていくということで、市の役割ということがとても大事になってくると思いますので、公立・民間保育所ともによりよい保育が提供されるための紀の川市の役割について、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 保育所については、那賀、粉河につきましては民営化、残されております桃山についても4月から民営化ということで、打田、貴志川については、第2次計画の中だと、しかしおくれていくのではないかと先ほどの担当の答弁でございました。何もかも全部を民営化にということではなしに、メリット・デメリットいろいろある中で、また保護者、市民の皆さん方の声をお聞かせをいただきながら、スムーズな運営ができるように民営化も考えていく必要があるんじゃないかなと。そんな中で、全部が全部民営のほうがいいから、紀の川市の保育所全部を民営化にしまうんだということには私はならないと、そう思っております。

ということは、いろいろな事件とか事故とかということではなしに、公立と民営の比較、またいろいろな面で民営化したけども、やはり公立のほうがよかったなということで、公立に戻すわけじゃないですけれども、そういうこともないとも限りません。そんな中で、私はもう長い間建設されて、老朽化しておる保育所の統合、耐震等をやる中で、これを機会に民営化ということが始まってきたものと、そう考えるわけで、今後皆さん方と十分相談をさせていただきながら、この保育所問題については考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（西川泰弘君） 次の質問をどうぞ。

○14番（石井 仁君）（質問席） 二つ目の質問です。道州制についてというテーマで質問をいたします。

地方自治のあり方、国のあり方に直結する大きなテーマではありますが、道州制が実施されればさらなる自治体合併が進められかねず、今市町はじめ、紀の川市全体でこうして5町合併後のまちづくりを進めているその努力や到達がむくわれないと、無駄になりかねないという危機感を持っていますので、その視点からの質問となります。

道州制の導入については、これまで国でも、そして各政党でも、経済団体などにおいても、さまざまな検討がなされてきました。3月には、日本経団連が道州制実現に向けた緊急提言を発表するなど、経済界からの要請を背景に議論が進められてきています。

道州制は、都道府県を廃止して全国を10程度の地域に分割し、関西州とか東北州などといった広域の自治体をつくり構想です。同時に、現在約1,700ある市町村の合併をさらに進めて、将来300程度の基礎自治体へと再編することも検討されてきています。あわせて、交付税制度の廃止をセットで検討されているとも言われています。

国会の動きでは、4月に道州制推進基本法案の今国会提出が、自民党と公明党で合意がなされました。安倍首相は、早期制定を目指したいと表明をして、日本維新の会、みんなの党にも協力を求めて道州制の推進、導入に向けた動きが今大きくなってきているところ

です。

今国会に提出されるされるとされる道州制推進基本法案は、一つは、国の事務を国家の存立の根幹にかかわるものに極力限定する。二つは、道州に従来の国家機能の一部を担わせ、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築する。三つは、基礎自治体、市町村は住民に直接かかわる事務について、みずから考え、みずから実践できる地域完結を有する主体として構築することなどを内容等しています。

この道州制の今のこの動きに対しては、全国町村長大会が昨年は改めて道州制の導入に反対していくと、特別決議を上げて全国知事会も国会提出されようとする法案に対して、幾つかの懸念があると指摘をしています。全国町村会は、道州制の問題点として、地域間格差が一層拡大する。町村の財源がどこまで保証されるかは不明。町村を合併、消滅に追い込み、自治を衰退させる。国を弱体化させるなどとして、全面的に反対の論陣を張っています。

道州制が導入された場合に、私たちが暮らすこの紀の川市がどうなるのか。関西州の中の基礎自治体紀の川市として発展できるのか。自治体合併を強いられて、30万人規模の基礎自治体に再編されるのではないか。一番市民に身近な行政として、今果たされている地方自治の紀の川市の機能と役割が弱体化してしまわないか心配です。社会保障や教育に対する国の責任が後退すること。都市部への一極集中がより進んで、地域間格差の一層の拡大なども懸念されます。

そこで、質問は、現時点で道州制による紀の川市の影響をどう捉えているのかということと、道州制に対して市長はどのように考えられているのか。反対なのか、賛成なのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、石井議員の道州制についての御質問にお答えさせていただきます。

今国会で、「道州制基本法案」が提出される方向ということですが、今のところ流動的だとも報道されております。道州制の骨格が明らかでない中で、本市への影響についてお答えしがたいというのが正直なところでございます。

自由民主党の骨子案については、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。具体的な制度設計については、内閣府に設置する道州国民会議で3年間かけて議論し、同会議の答申を受けて、2年をめどに必要な法整備を行うとされております。議員の御質問には、新聞等で伝えられる範囲で、主要団体の考え方を踏まえ、お答えさせていただければと思います。

まず、4月22日に開催された全国知事会においては、知事内の賛否は分かれ、この夏の参議院選挙を前に、道州制に対する知事会の意見を再度まとめるようであります。また、関西広域連合は、4月30日に「道州制基本法案（骨子案）に対する申し入れ」を自由民主党並びに公明党に対して発出しております。申入書では、「国、道州、基礎自治体の役

割分担が抽象的」と指摘し、国が引き続き担う業務は必要最低限に絞って例示するよう主張し、立法面や事務執行、財政運営など幅広い分野で国の関与を見直し、多くの権限を地方側に認めるよう求めています。

また、全国町村会は、4月10日に、衆議院・参議院の国会議員に対し、反対の立場で全国町村会長書簡とともに、「平成24年11月全国町村長大会特別決議」及び「道州制の何が問題か」を配布しております。主な反対の理由は、道州制は地方分権の名をかりた新たな集権体制を生み出すものであり、また税源が豊かな社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大することが考えられる。道州における中心部と周辺部の格差も拡がり、道州と住民の距離が遠くなって、住民自治が埋没する懸念さえあるとしております。

同じく、全国町村議会議長会も反対の立場で、4月15日に緊急声明を次のように発表しています。「与党を中心に道州制の導入が決定したかのごとき道州推進基本法案が国会に提出されようとしていることは、まことに遺憾である。そもそも道州制導入のこれまでの議論は、政府・与党や財界主導、大都市中心により進められてきたものであり、住民に身近な当事者である我々町村と真摯な議論も丁寧な説明もない上、また国の形の根本であるにもかかわらず、国民的な議論のないまま一方的に中央から押しつけられようとするとは、地方分権の精神にも反するものである」という内容でございます。

また、全国市長会は、2月9日に道州制に関する意見を取りまとめ、その中で、「基礎自治体である都市自治体を抜きにして道州制の論議を進めうるものではない。また、道州制を導入する場合には、道州と基礎自治体との対等協力関係の確保、道州は基礎自治体を補完する広域自治体とすることが必要不可欠であることを各方面に訴えていく必要がある」としております。

市としては、これら地方団体の考え方を踏まえ、拙速に道州制の導入をせずに、市町村の意向を十分反映した上で、早く道州制の骨格を明らかにし、道州制のメリット・デメリット等に関して十分な検証を行うことを望むとともに、地方分権改革という本来の目的を失わないような議論をしていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の道州制、賛成か反対かというどっちかということになりますと、私は反対です。

というのは、ただ一度だけ大阪府に置かれておる事務局の方が紀の川市へ見えられました。また、和歌山県では、知事はじめ県会議員さんが同州の委員として、県議のところへ出られてるようでありますが、地方自治体に先ほど石井議員も言われたように、何の説明もなくこれをやっていこうという、そのやり方、特にまた半島がゆえに紀南地方、この紀北の紀の川筋では、大阪にも近いし、道州制をひかれたとしても一応の発展は望めないことはないと思いますが、いまだ高速道路のついてない、また山間地である紀南方面、また

ほっとかれるのではないかとという大きな心配を持っておるのが和歌山県の現状ではないかなと、そう思います。

そんな意味から、もっといろいろな観点でこの道州制をひいていくための説明なり、これからの取り組みというものを十分住民・県民に納得をしていただいた上で取り組むべきではないかなと、そういう意味から現状では反対ということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、13番 田代範義君の一般質問を許可します。

田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） それでは、私も一般質問をさせていただきます。

今回、農業活性化対策についてということでお聞きをしたいと思います。まず、3点ほどお聞きをいたします。

まず1点目に、耕作放棄地対策についてお聞きをいたします。近年、全国的にでもありますが、耕作放棄地の増加が深刻化しております。平成22年度時点ではありますが、全国の耕作放棄地は39.6万ヘクタールと言われております。これは、埼玉県の面積に相当するようであります。

そうした中で、この紀の川市においても同様に、耕作放棄地が進んでいると思えますが、担当課の努力もあり、復元された農地もありますが、残念ながら新たに耕作放棄地になっていく農地も、それ以上に上っていると思えます。要因はいろいろとあると思えますが、そうした中で今後どのような対策を講じていくのか、お聞きいたします。

また、国が耕作放棄地の早期解消を図るため、平成21年度より5カ年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業が採択されております。これについて、市としての成果はどうでしょうか。お聞きいたします。

2点目に、圃場整備の推進であります。農業を守り、また安定した農家を目指すためには、この圃場整備が絶対不可欠と思われれます。こうして、よりよい農地をつくらなければならないと思えますが、現状、市となってからは余り圃場整備が進んでいないと思えます。その原因は何なのか。また、市としてどのように取り組もうとしているのか、お聞きいたします。

3点目に、後継者の育成であります。この育成については、農業を守っていくためには欠かせないものと考えます。現状は、農業の働き手の主となっている年齢は、高齢化をして60代、70代の方が主となっているのが現状であります。そうした中で、この後継者育成も喫緊の課題と思えますが、市の取り組みについてお聞きをいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 農業委員会事務局長 立具秀敏君。

○農業委員会事務局長（立具秀敏君）（登壇） それでは、私のほうから、耕作放棄地解

消に向けた取り組みについて、まず答弁させていただきます。

まず、耕作放棄地の現状でございますが、市内全域の農地を対象に、農業委員会で調査をし、把握している耕作放棄地面積は、平成22年度で250ヘクタール、平成23年度におきましては185ヘクタール、平成24年度においては157ヘクタールとなっております。

このように、年々数値は減少している状況でございますが、山間地域で長年耕作されず山林・原野化された土地で、重機等を利用しないと復元が不可能な荒廃農地を調査対象外から除外したことが大きな要因でございます。これらの農地については、所有者の耕作の意向等を聴取した上で、今後、非農地として位置づける方向で担当部局と協議、調整を行ってまいりたいと考えております。

また、実質的な解消に向けた取り組みについては、農業委員をはじめ地域の協力員による適正管理の指導に加え、農地の利用権設定によるあっせんにより改善された農地も数多くございます。しかしながら、先ほど議員も述べられてましたように、新たに耕作放棄地となった農地も年々増加の傾向を示しているのも事実でございます。これら、新たに耕作放棄地になった農地については、早い段階で改善されるよう地区農業委員による農地パトロールをはじめとする適正管理就農強化を図りつつ、必要に応じた農地の貸し借りのあっせんを優先的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

現在、農地集積の円滑化と農地の利用促進を図るため設立されましたJAが母体となる農地利用集積円滑化団体との耕作放棄地調査情報を共有化することにより、耕作放棄地の利用権設定の取り組みを進めており、その成果として、今年1月から5月までの賃貸借使用貸借の件数は、新規・更新を含めて既に150件を超え、昨年の同時期と比較しても増加の傾向を示しております。これらの数値につきましては、県下トップの位置にしております。

耕作放棄地を解消する抜本的な対策を見出すことは非常に難しい状況でございますが、農地所有者、耕作者への適切管理の指導啓発や、また農地利用集積円滑化団体との一層の連携を図ることで、一つでも耕作放棄地が解消できるよう農業委員会として今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから、農業活性化対策について、お答えをさせていただきます。

農業活性化対策についての中で、市内の耕作放棄地の現状と解消に向けた取り組みについて、ただいま農業委員会の立具事務局長から答弁ありました。同様、私どもも常に農業委員会との連携と意思疎通を図りながら、耕作放棄地対策施策を講じているところでございます。ともに農地を、また農業を守っていきたいと考えてございます。

まず、御質問の「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」の事業内容と、その成果について

御答弁させていただきます。この事業は、農業関係団体で組織する担い手育成総合支援協議会が事業主体となりまして、農振農用地域内の農地で、現在耕作放棄地となっている農地を再生し、作付などを行う場合に支援をしていくという国の施策であり、本市では平成21年度から平成24年度までの4年間で、411アールの耕作放棄地が優良な農地に転換しております。

また、これ以外にも、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した「耕作放棄地保全管理促進事業」や、「和歌山版果樹産地づくりステップアップ支援事業」などの施策も取り込み、耕作放棄地解消に努めてまいりました。

それから、さらに、「中山間地域等直接支払交付金事業」や「農地・水保全管理支払交付金事業」も多くの地域で実施されてございます。地域が一体となった共同のこうした取り組みも、耕作放棄地を増加させない施策として大きな役割を果たしているものと考えてございます。

いずれにいたしましても、農業従事者の高齢化と担い手不足により加速化されると思われます。利用権設定による農地のあっせんへの積極的な取り組みや、今申し上げました国・県の事業を最大限活用しながら、耕作放棄地を新たに発生させない、また解消を図っていく取り組みを鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

次に、圃場整備の推進についての御答弁をさせていただきます。

先ほどの耕作放棄地対策とも関連しますが、耕作放棄地は耕作条件が悪い土地、言いかえますと、耕作がしづらい農地で多く発生しております。当然のことであると思います。また、こうした農地は利用権設定によるあっせんにおいても、いわゆる借り手がない厳しい状況となっております。

このような事態を打開するには、若い世代が新規就農しやすい農業環境に変えていくことが最も必要であり、そのためにも圃場整備の実施が最適な手段と考えます。貴志川地域では地域がまとまり、多くのところで旧町時代からこの圃場整備事業が実施されてきました。しかしながら、紀の川市となつてからは、桃山地域で実施した四尺谷地区、現在実施中の貴志川北山地区、粉河下丹生谷地区の3地区であります。

農林商工部といたしましても、打田地域を中心に自治会に出向き、圃場整備の必要性を訴えてまいりましたが、実施に至っていないのが実情であります。圃場整備を実施することのメリットは、地域の方に十分理解されていると思われませんが、圃場整備に踏み切れない理由としまして、事業費の負担、また地域での合意形成、それから樹園地が混在してる等々の理由が考えられます。優良農地を確保し、農業生産の向上、農地の利用集積、担い手の育成などにもつながるこの施策の推進を、今後も粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

それから、次に、後継者問題であります。

農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況ではありますが、紀の川市の基幹産業、農業としての基幹産業、農業の振興、農家所得の安定に向けた取り組み等々重点施策としていろ

いろと取り組んでいかななくてはならないということで、その一つが、農業の担い手育成・若い就農者の増加に向けた対策を講じていくことであります。

平成24度、国において人と農地の問題の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている方を支援する新規の事業が制度化され、特に、みずから独立して農業を開始する方を応援する青年就農給付金制度には、本市で17名の認定を行ってきたところであります。就農意欲があっても、農業経営が安定化する時期まで経済的な支援をしていくという取り組みが重要で、この国の施策はこれらの考え方に沿った斬新的な制度と考えておりますが、いわゆる親元就農には十分配慮されていないのではないかなというのが実情であります。

本市においても、多くの支援施策を実施してございます。こうした国や県の施策の活用を図りながら、そうした事業も対応し切れない部分について、今後新たな事業も検討してまいりたいという考えを持ってございます。また、あわせて、農業者間の世代交流の機会を促進し、豊かな経験・知識・技術を継承できる取り組みについても、農業関係団体などの御理解と御協力をいただきながら実施してまいりたいと、このように考えてございます。

以上で、農業活性化に対するの答弁とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 市長にお伺いいたします。

この3点、これ連動してると思うんですけども、市長、きのう3選出馬の表明の折にも言いましたけど、「農業の活性化を」ということで言われておりました。市長は、常々「紀の川市の基幹産業は農業である」と言われておられますが、そうした中で、この農業を守っていくためには、今言われた、私言いました3点、これやっぱりやっていかんことには、やはり農業というものは安定的に発展していかないのではないかなという気がいたします。そうした中で、また市長が担うとなれば、この重点施策であるこの基幹産業であります農業を、市長としてどのように取り組んでいく、その決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 私は、強い決意を持っておりますけれども、市民の皆さん方が貴志川町時代は相当応えていただいて、たくさん圃場整備ができました。市になってから、いすいろと担当課も一生懸命基幹産業である農業の発展のために圃場整備の推進をしてまいりました。なかなか農道一本つけるにいたしましても、難しい状況、そんなときに、地域を挙げて農地、道路、河川等々一帯を圃場整備するということが、この地域の今後の大きなプラスになるという、このことをおくれればせながらまだこれからも続けていく必要があると。

そうでなければ、私も農業者の一人ですが、昔の人は先祖から預かった、たとえ小さな、100坪ぐらいしかない農地でも売るわけはいかない、貸すわけにはいかない、そういうお方がまだ高齢の方には数多く見受けられるわけで、そこらの農地を持たれておる皆さん

方に、地域挙げていろいろと相談をしていただく機会をこれから設けていき、そして先ほど皆さん方が御質問あった地産地消の、この地域はこんな果物、果物というか野菜をつくる、また芋類をつくる、蔬菜類をつくるというふうな、ただ市場へ出してお金をたくさんもうけるということだけではなく、遊休地といいますか、放置農園の有効利用を促進すべく今後の取り組みの体制づくりというものを検討していく必要があるのではないかなど、そのように思っているところでございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、田代範義君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、18番 竹村広明君の一般質問を許可します。

○18番（竹村広明君）（質問席） それでは、通告にしたがい、貴志川線存続に対する支援策と駅周辺整備について、質問をいたします。

まず、和歌山電鉄貴志川線存続に対する支援策について、質問をいたします。南海電鉄が撤退し、和歌山電鉄貴志川線が平成18年4月に貴志川線を引き継いでから、はや7年が経過しました。和歌山電鉄が引き継いでからの貴志川線については、皆さんも御存じのとおり、たま駅長の就任、いちご電車、おもちゃ電車やたま電車の登場、猫の顔をした檜皮葺の屋根を持ったたまミュージアム貴志駅の竣工、あるいは貴志川線の未来をつくる会の皆様や地域住民の方々の御協力のもとで行われる貴志川線祭り、またイチゴ狩り電車や芋掘り電車の運行などさまざまな話題を提供し、利用者の拡大を図っているところであります。

特に、たま駅長は、動物駅長の先駆けとなり、日本だけでなく、海外からの取材やCMにも起用され、地域の公共交通としての役割に加え、観光面などでも本市の活性化に大きく寄与しているところだと思えます。

当時、貴志川線存続の検討を行った際、和歌山県和歌市貴志川町は存続のための支援について、用地取得の初期投資分や変電所の修繕費用などを和歌山県が負担し、運行開始後、10年間で見込まれる運営赤字分について、和歌山市と貴志川町で分担して援助することで運行が開始されました。今後、高齢化が進むにつれ、公共交通の重要性はますます高くなり、貴志川線は生活路線として絶対になくしてはならない交通公共機関だと思えます。

鉄道には、車と比較して定時性、安全性、大量輸送という面で大きな利点があります。また、地球環境にもやさしく、一人の人間が1キロメートルを移動するときの二酸化炭素排出量が、乗用車と比較して10分の1であるとの試算もあります。その反面、鉄道は、路線、駅、車両などの専用の長大な施設を使用するため、整備も含め運行には多額の経費を必要とし、ある程度の輸送量が確保できなければ採算が成り立ちません。

現在、和歌山電鉄が引き継いでから利用者は増加しているものの、貴志川線は依然として赤字であり、和歌山市と共同で運行補助を続けております。これから先、貴志川線の運行が安定して続けていけるようにするには、金銭面の支援だけでなく、採算の合った経営として成り立つことができるような施策についても考えなければならないと思えます。

例えば、貴志川線と南海加太線をつなぐというような思い切った施策も考えていかなければならないのではないのでしょうか。貴志川線が加太線まで乗り入れにより、山から海へ、海から山へと、子どもたちの夢も膨らむのではないのでしょうか。また、乗り入れにより、紀の川駅を通じて、南海本線へのアクセスも改善され、新しくできた和歌山大学前駅を利用して、和歌山大学への通学や平成26年に開業予定の（仮称）イオンモール和歌山への買い物客など、新しい利用者を掘り起こせるのではないかと思います。

また、利用者からの話ですが、最近では山歩きやノルディックウォークが盛んに行われております。伊太祈曽駅から山を歩き、大池駅で電車に乗る人も多くありますが、大池駅には便所がなく、不便を感じているとのこと。不便を解消するのも、利用者拡大の大きな要因であると考えます。

これらの点も含め、和歌山電鐵が引き継いだ後の貴志川線の状況と開業時に決めた10年間の経営補助が終わる平成28年度以降の市の対応について、質問いたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 竹村議員の貴志川線存続に対する支援等についての質問にお答えをいたします。

和歌山電鐵貴志川線は、事業者と沿線住民や利用者の盛り上がりによって、平成17年度は年間約192万人であった利用者が、平成20年度では約219万人に増加し、現在においてもほぼその状況を維持しているところでございます。収支でのバランスが釣り合う250万人の利用を目標にして、沿線住民7万4,000人があと年4回乗ると、30万人の上乗せになることから、事業者、沿線住民及び行政が一体となって「チャレンジ250万人キャンペーン」を平成24年8月から実施しております。

運営補助の状況につきましては、平成18年度より上限を年額8,200万円とし、和歌山市65%、紀の川市35%で実施しております。

議員御指摘のとおり、平成18年度より10年の予定で行っております損益に対する運営補助の期限が、平成27年度で切れます。紀の川市にとって、JR和歌山線とともに、和歌山電鐵貴志川線は、通勤・通学などの市民生活に密着したなくてはならない公共交通機関であるものと認識してございますが、赤字の路線であり、行政の金銭的な支援がなくなると存続が危ぶまれることとなります。このため、利用促進を図るとともに平成28年度以降の支援につきましては、事業者である和歌山電鐵、それから和歌山県、和歌山市とは既に実務者レベルでの検討を始めており、月に一回の頻度で勉強会を重ねています。今後、公共交通に関する国の支援の状況なども考慮しながら協議を重ねて、最適な支援案をまとめていきたいと考えております。

貴志川線と加太線の相互乗り入れにつきましては、南海の撤退前から加太方面への観光振興などに関連して、和歌山市では何度か議論をされているようでございます。大きな障壁となっていました貴志川線の電圧の問題も、昨年の昇圧工事の完了に伴い解決いたしま

した。乗り入れにつきましては、JR西日本、南海電鐵、和歌山電鉄の3事業者での調整が必要であり、和歌山市では平成23年度から3事業者と合同の検討会議を開催しております。紀の川市といたしましては、実現に向けて和歌山市、あるいは事業者を後押ししてまいりたいと考えてございます。

次に、トイレの設置につきまして、紀の川市には和歌山電鐵貴志川線の駅が四つございます。甘露寺前駅、西山口駅は、くみ取り式のトイレ、それから貴志駅には改築に合わせて設置した水洗式のトイレがあり、大池遊園駅にはトイレはございません。以前、和歌山電鐵では、国の公共交通活性化再生総合事業を使って、伊太祈曽駅に水洗式のトイレを設置いたしました。議員がおっしゃるとおり、近年のアウトドアブームや大池遊園の花見客もあり、和歌山電鐵も大池遊園駅にトイレを設置したい希望はございますので、設置につきましては補助金などを有効に利用して、和歌山電鐵と相談しながら検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 再質問、竹村広明君。

○18番（竹村広明君）（質問席） それでは、次に、駅周辺整備について質問をいたします。

紀の川市の南の玄関口である貴志駅をさらに利用しやすくするために、さまざまな手法が考えられますが、今回お聞きするのは、ベースになるアクセス道路についてであります。今、諸井橋のつけかえ工事が進んでおりますが、貴志駅周辺のアクセス道路の整備について質問いたします。

あわせて、以前にも一般質問でお伺いしましたが、諸井橋西詰めのふるさと農道と県道岩出野上線の接続する交差点については、貴志駅から同交差点へのつながる市道の幅員が、交通量から見て非常に狭いこともあり、特に県道からふるさと農道を経て貴志駅方面への右折などは非常に曲がりにくい危険な交差点であります。以前、一般質問させていただいたとき、当時の担当部長の答弁では、「駅の周辺整備にあわせ検討する」とのことでしたが、諸井橋つけかえの完成時期とあわせての改善計画の進捗状況について、質問いたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（自席） 議員の御質問について、諸井橋西詰の県道岩出野上線と旧ふるさと農道の信号交差点は、議員の御指摘のように、貴志駅に通じる市道が狭く、かつ県道に近接していることから、貴志駅への進入が信号の停車車両により阻まれ、大変困難な危険な状況でございます。

現在、県道の諸井かけかえ事業を実施いただいております。当交差点や北進の歩道も事業区間となっております。貴志駅までの市道には、家屋等が連担しており、拡幅等の抜本的な改良は困難な状態でございます。このことから、信号交差点から少し北、事業区間北端の市道中93号線交差部の県道から貴志駅付近まで約80メートルの間につきまして、県費補助事業として車道5メートル、片側歩道2メートルの拡幅を行うべく、平成26年度

の完成を目指しているところでございます。

このことにより、県道から貴志駅まで歩道がつながるとともに、普通自動車程度であればすれ違い可能なアクセスとなります。そのため、誘導案内表示板等を設置してスムーズな通行を可能にするとともに、周辺道路の混雑解消を図りたいと考えてございます。

なお、完成後は交通量等の推移や状況を確認しながら、今後駅周辺の道路整備を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、竹村広明君。

○18番（竹村広明君）（質問席） それでは、最後に市長にお伺いします。

市長は、旧貴志川町時代から、貴志川線存続に向けかなり熱心に取り組まれてこられました。今後の貴志川線存続に対する市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 簡単に言われましたけど、なかなか難しい問題で。

国においても国交省においても、たまちゃんだけではなしに、地方ローカル線が存続できたということに、旧貴志川町、また紀の川市にとって誇れるのではないかと。しかし、10年たったときに終わっちゃったというのではどうにもなりませんし、またお引き受けをいただいております両備グループ和歌山電鐵さんも、あのたま駅長をはじめとする駅舎、1億円もかけて紀の川市も3分の1の負担をしておりますけれども、国交省の補助金をいただきながら、あそこまで進めてきたものをいかに存続、それはやはり乗降客をふやし、そして少しの皆さん方にでも貴志駅に和歌山電鐵を利用して来ていただける。それには、平池関連等も含めた中で、貴志駅の周辺のみならず、あの一帯を観光地とまではいかななくても、いろいろな面で皆さん方に立ち寄ってもらえるような、そういう地域にしていきたい。そして、何があっても、この存続については和歌山市と一緒にやっていきたいなという気持ちは、今も変わってはおりません。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 以上で、竹村広明君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） これで、日程第1、一般質問は終了いたしました。

日程第2 議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定について から
議案第69号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定についてから議案第69号 紀の川市道路線の廃止についてまでの10議案を一括議題といたします。

ただいま、議題となっております10議案に対する総括質疑を行います。

ただいま、議題となっております10議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま総括質疑を行いました10議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会します。

なお、委員会開催と議案精査のため、あすから23日までは休会とし、24日月曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦労さんでした。

（散会 午前11時55分）